

これまでに頂いた町長直通便について（令和4年1月～令和4年3月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
407	生涯学習施設の有料化は撤廃してほしい。町民がつながりを深め、健康増進に取り組んできたが、この町民の生きがいを奪い取るようなことはやめてほしい。	<p>・(仮称)太子町生涯学習センターは、住民の皆さんの趣味・教養、文化・芸術活動の拠点として、また役場周辺の公共施設の耐震化と図書館の拡充を目的とし、かつ観光交流機能も集約した施設として、現在工事を進め、令和4年7月の開館を予定しています。</p> <p>・センターは、図書館を含め、どなたでも自由に利用することができ、またその目的も生涯学習にとどまらず、様々な目的に利用が可能な施設をめざしています。</p> <p>・本施設は、貸部屋として一定時間、占用して使用される場合に限り、維持管理の経費の一部として使用料を頂く方向で検討しています。これは、公平な利用に供しなければならない公の施設にあって、利用者がその施設の便益を受ける対価として負担を求め、施設を利用しない方との公平性を図るという考えに沿ったものです。</p> <p>・その詳細な金額については、現在検討中ですが、近隣市町村との均衡を考慮し、利用者に過度の負担とならない範囲と考えています。</p> <p>・図書館の利用はもちろんのこと、交流室などは無料でおひとりでも自由にご利用頂けるオープンスペースとしています。</p> <p>・本来であれば、現在の公民館も使用料を徴収させて頂くべき施設となっていますが、現在に至るまで徴収しておりません。この経過については、正直なところ申し訳ございませんが不明です。使用料は施設の便益を受ける対価としてご負担頂き、施設を健全に維持管理するための経費の一部としております。</p> <p>・現状の公民館は雨漏り、設備の度重なる故障など、使用に支障をきたすこともあるほど老朽化が著しいものとなっています。そのような状態にありながらも、使用して頂かなければならない状況において、対価としての使用料を求めることが困難であったことが、その理由のひとつではないかと思われまます。</p> <p>・公民館では、これまで、生活に即する教育及び文化に関する各種事業を行うための拠点として、また、各種の自主活動の場として利用され、地域住民にとって、最も身近な学習拠点というだけでなく、地域交流の場としての重要な役割を担ってまいりました。しかし、社会を取り巻く状況の変化とともに、その時代における活動も大きく変化しています。</p> <p>・新しい施設では、今までの公民館活動はもとより、時代のニーズに合わせた新たな機能を加えることで、より幅広い活動が可能となり、住民の教養・福祉の増進を図りながら、誰もが利用できる地方自治法に規定する公の施設として整備されます。</p> <p>ご存じのとおり、本町では、総合体育館などの公共施設において、施設の維持管理及び運営の経費の一部として、利用者に使用料を頂いています。</p> <p>なお、みなさまから同じ内容のご意見を複数頂いており、個別対応ではなく、1月19日にみなさまとの意見交換会を行っています。</p>	生涯学習課

これまでに頂いた町長直通便について(令和4年1月～令和4年3月受付分)

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
408	マイナンバーカードを使用してのコンビニでの証明書発行が未だにできていない。田舎で不便なのだから尚更コンビニ交付は必要。	マイナンバーカードによる、コンビニ交付については、現在令和4年度中の実施をめざして準備を進めています。今しばらく、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。	住民人権課
409	新設される生涯学習施設は、絶対に有料にはしないでほしい。住民にやさしいまち太子町であってほしい。	NO.409、No.410については、NO.407と同じ内容の回答及び対応をしています。	生涯学習課
410	新しい公民館を今までどおり無料で使えるようにしてほしい。 町民が公民館を利用しているのは、貸部屋として借りている訳ではなく、町民が町施設を使うのは当然で館の維持管理は町の業務の一つです。近隣市町村の実態も、半数は無料で、町が維持費を出せない状況とは思えない。 利用しない人との公平性については、いつでも誰でも使えることこそが公平性の確保、役場や保健センターでの相談や届出のように公民館運営も無料とすべき。有料化の議論は町長自ら説明し、全町民に意見を聞いて頂きたい。		

これまでに頂いた町長直通便について(令和4年1月～令和4年3月受付分)

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
411	<p>国民健康保険料と介護保険料が高すぎる。高額所得者の保険料をもっと高くして、年収300万円以下の世帯の保険料をもっと安くするべき。太子町政は不公平、不公正すぎる。</p>	<p>国民健康保険については、平成30年度から大阪府及び府内全市町村が共同で運用しており、大阪府内統一保険料も設定し、令和6年度には府内全市町村の保険料を統一することとなっています。</p> <p>町では保険料の統一までの間、国民健康保険財政調整基金を活用し、被保険者の負担軽減を図っているところです。現在の国民健康保険の被保険者は、高齢者の加入割合が高く、医療費も年々増加していることから、制度を持続するためには、保険料を広く被保険者のみなさまにご負担して頂く事が不可欠です。</p> <p>また、保険料の軽減や限度額は、国民健康保険法などで定められており、公平、公正な制度を運営するには、町独自による軽減、上限撤廃はできないのが現状です。</p> <p>これまでも大阪府や国に、軽減、上限にかかる制度の拡充や公費の拡大も含め要望しているところであり、今後も大阪府や、国に対し強く要望して参りたいと考えております。</p> <p>介護保険料については、介護保険法の規定により、65歳以上の方の所得などの状況により区分設定を行い、本町の条例で定める保険料率により賦課されることになっております。また、所得状況に応じた負担になるよう、12段階の保険料率を設定しております。</p> <p>町では65歳以上の低所得者(第1段階～第3段階)に対し、介護保険料の低所得者軽減保険料率を適用しており、低所得者の方でも介護保険料をお納め頂けるよう創意工夫をしているところです。</p> <p>また、所得段階が最も高い第12段階では、所得金額に応じた保険料率を設定しており、ご指摘の高額所得者に対して優遇していることはございません。</p> <p>住民の皆さまよりお納め頂いている介護保険料は、本町介護保険事業の円滑な提供・運営のための大切な財源として活用しています。介護保険料をお納め頂いている方からの貴重なご意見として、今後の介護保険料を設定する介護保険事業計画策定の際の参考とさせて頂きたいと考えています。</p>	保険医療課 福祉介護課
412	<p>地球温暖化の影響で、風水害などが増加する中、町内の放送を聞いていると、避難する住民に対して飲料水と食料を持参するようになってきているのはおかしい。</p>	<p>避難所における食料や飲料水などの配布については、大雨や台風などにともなう一時的な避難の場合は、食料や飲料水などは各自持参して頂くことを原則としています。大規模な災害が発生するなど、長期間の避難が必要となり、各自で食料や飲料水が確保できなくなった場合は、町で食料や飲料水などの備蓄品による対応を行うこととなりますのでご理解の程お願いします。</p>	自治防災課

これまでに頂いた町長直通便について（令和4年1月～令和4年3月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
413	太子町に火葬場を建設してほしい。高齢化社会といわれる現代日本において、火葬場は必須なものではないか。	以前であれば、火葬については地区が所有する火葬場において、町会により火葬されていましたが、社会情勢の変化や施設の老朽化などにより、現在では近隣自治体の施設を活用している状況となっています。 火葬場の建設には、用地の確保及び近隣住民のご理解が必要不可欠であると考えておりますが、要望が高まっていない現状においては、火葬場建設の検討予定はございません。	環境農林課
414	新公民館の使用料有料を支持する。光熱費などの維持費は利用者が支払うのが町民の公平性を図るためにも当然で、現在の先生方も収益は発生しているので、先生が支払うべきだと思います。 また、現在の公民館は長年にわたり、特定の講座で利用者が固定されているので、新しい講座は入りにくい現状もあるので、一旦旧教室を見直して、新しく教室を募集してほしい。今までになかった魅力ある講座が増えると若い人たちの公民館利用も増えると思う。町外の先生にも講座を開いてもらい、開かれた公民館にしてほしい。	現在、建設中の町立生涯学習センターは、老朽化しておりました公民館の機能を包括した上で、住民の皆さまの学習、文化・芸術活動及び自治会、福祉など地域の総合的な活動の場を提供し、更には、図書館を中心とした、様々な情報の収集、提供などの機能も持つ、誰もが利用できる公の施設として整備いたしました。町立総合スポーツ公園、総合体育館と同様、利用者には、使用料をご負担頂くこととしております。これは、センターを使用しない人との公平性を確保する観点だけでなく、センターの各部屋を一定時間占有してご利用して頂く場合に必要な経費などの一部としてご負担頂くものであり、その金額についても、できるだけ利用者の負担とならないよう、近隣施設との均衡を保った金額としております。 なお、より多くの住民に新しいセンターを周知し、利用促進を図る観点から、経過措置として、町内住民に限り、令和4年度中の部屋の使用料の徴収を猶予させて頂くこととしております。 これを機会に、住民の皆さまの幅広い生涯学習活動の展開に繋げ、住民のニーズに沿った講座、事業などを幅広く行い、センターの機能が十分発揮でき、多くのみなさまに生涯学習に取り組んで頂ける施設をめざしてまいりたいと考えております。	生涯学習課
415	ワクチンの3回目接種について、2回目のワクチン接種後8か月後に接種券を送るとされているが、自衛隊の大規模接種センターでは、6か月経っていて接種券があれば接種できるようなので、接種券を先に頂きたい。	自衛隊の大規模接種センターで接種ができることが確認できたため、自衛隊の大規模接種など、6か月経過後接種できる場所へ行く場合は申請して頂き、接種券を渡すように対応しました。	いきいき健康課

これまでに頂いた町長直通便について（令和4年1月～令和4年3月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
416	<p>和みの広場と町立幼稚園の間の点滅信号を、朝の登園時間に、子どもが青信号で渡るとき、信号無視して、赤信号で直進する車をよく見る。常に点滅信号なので、車側は見過ごしやすい信号なのかもしれないが、子どもは信号を守っているの、恐ろしい。</p> <p>下り坂でスピードも出やすい場所なので、運転する側が気づきやすいように、注意喚起の看板などを設置してほしい。</p>	<p>太子中央線に設置されております点滅式信号機の運用については、北行き車線（上ノ太子駅方面）では、和みの広場前バス停に「前方横断者注意・速度落とせ」の注意喚起看板を設置しております。一方急な下り坂でもある、南行き車線の点滅式信号機手前には「速度落とせ」と減速を促す連続したV字の路面表示をし「前方横断者注意・速度落とせ」の注意喚起看板を設置しております。</p> <p>現在看板の一部が植栽と重なっていますので、これを改善するとともに、よりドライバーの目につくよう、反射テープを施します。</p> <p>町では、「交通事故をなくす運動」推進協議会をはじめとする、各種団体による見守り活動や、広報紙並びに防災行政無線定時放送を通じて、交通ルールを守った安全運転の徹底を呼びかけているところです。今後も一層の安全運転の啓発に努めてまいります。</p>	自治防災課
417	<p>泥掛地蔵横交差点について</p> <ul style="list-style-type: none">・南側からの見通しが悪く、ミラーも見にくいため、歩行者や自転車と接触する危険がある。・隅切りがなく、溝の蓋もないため、車両の脱輪事故の危険がある。 <p>特に子どもたちの通学時間が非常に危険。安全対策をお願いしたい。</p>	<p>泥掛地蔵横の交差点の南側道路は、幅員が狭く、通行には注意を要する箇所です。</p> <p>これまでの対策としては、カーブミラーを設置し、視界の確保を図るとともに、角度の調整や、冬場には曇らないよう曇り止めスプレーを吹くなどの対応を行ってきました。なお、側溝の蓋かけについては、道路側溝の構造上、施工が難しい箇所です。</p> <p>今後の対応としましては、カーブミラーの規格変更（φ800からφ1000に変更）をする事で見通しの確保を行います。</p> <p>カーブミラーはあくまで安全確認の補助施設でありますので、運転される皆さまには徐行及び目視による安全確認を行って頂き、安全に通行されますようご理解とご協力をお願いします。</p>	地域整備課
418	<p>放置竹林を自治体へ寄付が可能な事が前提で購入できるシステムを作ってほしい。農地貸借のように放置竹林を持て余している地主と、田舎暮らしにあこがれる都会人を行政の手でマッチングしてほしい。</p>	<p>町では、遊休農地の増加を防ぐために、農地の利用権設定事業を行っています。事業に関するお問い合わせが非常に多く、農業者の高齢化、担い手不足を解消するための活動に注力しています。現在、農業委員の協力を得ながら遊休農地の解消に取り組んでいますので、ご要望の山林の貸し借りや、寄付を前提とするシステム作りについては、現状において検討予定はございません。</p>	環境農林課

これまでに頂いた町長直通便について（令和4年1月～令和4年3月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
419	役場2階トイレに物置台を設置してほしい。	現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、庁舎内のトイレの手洗い場を、非接触型に改修しているところです。 物置台については、住民がよく利用される1階トイレと工事が完了している3階トイレに設置しており、2階トイレへの物置台の設置も検討します。	総務財政課
420	役場より通知のあった文書に、高齢者はできるだけ人との交流をするように書かれていたが、現状を見ると、福祉センターの休館、磯長台のコーヒー会の中止など、コロナ禍でやむを得ない面もあるが、交流を図る機会が全くなくて困っている。推奨されている以上、何らかの方策をとってほしい。	コロナ禍で町内各所の集いの場などが中止になったことにより交流の機会がなくなり、ご不便をおかけしております。 高齢者のみなさまが安心、安全に過ごして頂けるように今回の案内を送付したところですが、ご提案のとおり、今後は例示をする記載内容を具体的に行い、みなさまのご不安にお応えできるよう努めてまいります。 今後も、高齢者福祉及び介護予防等に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。	いきいき健康課
421	コロナワクチンの3回目接種について、太子町の接種について、2、3月に各2回ずつ設定されているが、もっと早く接種してほしい。	政府において、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種について、2回目接種からの間隔を8か月から6か月へ前倒しを可能とする方針が示され、本町でも、6か月での接種が可能となるように、接種券を順次送付しているところです。 接種機会の確保については、当初の予定ではご指摘のとおり、2月に2日間、3月に2日間の予定としておりましたが、接種間隔の前倒しにともない、接種が可能となる対象者数が増加したことから、富田林医師会のご協力のもと、3月に接種日を追加し、3日間としました。 現状では、3月の予約枠についても空きがあり、希望者には接種を受けて頂ける状況となっています。4月も予備日を含め4日間の接種日を設けており、できる限り早く住民のみなさまが接種できるよう努めてまいります。	いきいき健康課
422	町議会について、議題と議事録の掲載が遅く、その内容が事後にしかわからない。また、会議についても時間の制約もあり聴講することもできないので、他市町村でも実施している、町議会のオンラインライブ、または、ビデオ録音とともに早期掲載を実施してほしい。	ご指摘頂きましたとおり、議事録の作成については、確認作業などが必要となっており、住民のみなさまへの公開までに時間を要しているのが現状です。 町議会のライブ配信については、現在、令和4年度中の導入に向け、議会と協議・調整を行っているところです。	秘書政策課
423	新設される生涯学習施設の、有料化を撤回してほしい。公民館有料化を強引に強行するやり方が『未来へつなぐ和のまちたいし』に相容れない。	NO.423については、NO.407と同じ内容の回答及び対応をしています。	生涯学習課

これまでに頂いた町長直通便について（令和4年1月～令和4年3月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
424	昨年10月に環境農林課へ、太井川に大きなゴミが捨てられているので対応をお願いしたが、現在もそのままになっている。大阪子どもの夢で町長が話されていた、町の環境をきれいにすることを実行してほしい。	当該河川は、1級河川で大阪府が管理しています。町としては、管理者である大阪府へ河川内の清掃をお願いしましたが、川の流れに支障がなければ、基本的にはゴミは取らないとの回答でした。町としても、再度河川の環境面からも改善してほしい旨を伝え、ゴミ捨ての抑止力を高めるような、禁止看板の設置を促しました。また、河川の維持管理について計画的に行うように府へ要望しています。	地域整備課
425	マイナンバーカードを申請し、住民票取得の必要があり、コンビニ交付を4件試みたが、どこも利用できなかった。若い人たちが便利だと感じ、町に好印象をもって住み続けてもらえるように、早期にコンビニ交付ができるようにしてほしい。	マイナンバーカードによる、コンビニ交付については、現在令和4年度中の実施をめざして準備を進めています。今しばらく、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。	住民人権課
426	総合体育館の予約について、最近夜間帯の町外団体の予約が多く、全く共同利用ができない。予約をするにも、人数が多くないので費用がかかるため、できない。町外の方も料金は同じで、待遇は町民と変わらない。町民の健康のための体育館なのに、町外の人利用率が多い現状の実態を把握して、改善してほしい。	町立総合体育館の利用は、面貸しを基本的な貸し出し方法として運用しております。共用利用については予約のない場合に限り、1名様からご利用頂けるように設けている区分となるので、体育館の予約をされている方を優先しています。 また、現在の利用状況については町内利用者が64%、町外利用者が36%となります。 料金については、「総合スポーツ公園設置条例」の改正により、令和4年4月1日以降の予約から町外料金を新たに設定します。これにより、町外利用者は、町内利用者の2倍の使用料となります。	生涯学習課
427	公民館をこれまでどおり、無料にしてほしい。だれもが、いつでも気軽に、お金の心配をしなくても集える公民館にしてほしい。	NO.427については、NO.407と同じ内容の回答及び対応をしています。	生涯学習課
428	ウクライナの人々へせめて、募金ができるように募金活動を町として動いてほしい。募金箱を設置してもらえれば、協力したいと思っている。	現在、ウクライナ各地で激化した戦闘により多くの住民が緊張と不安の中で過ごされています。こうした状況の中、頂いたご意見のとおり、3月10日から役場1階福祉介護課窓口及び町立総合福祉センター内社会福祉協議会受付カウンターにおいて、ウクライナの方々を人道的に支援するため、募金箱及び義援金口座記載の用紙を設置しております。なお、募金箱による募金は日本赤十字社を通じて、ウクライナの人道危機救援のために使われます。 また、町ホームページ及び町社会福祉協議会のホームページで、義援金の受付口座、受付期間などを掲載しておりますのでご確認ください。	福祉介護課

これまでに頂いた町長直通便について(令和4年1月～令和4年3月受付分)

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
429	新しく建設される生涯学習センターに公民館の記述がない。社会教育法上でも、公民館の設置と運営は自治体の業務と位置付けられているので、古い公民館の建て替えをするのであれば、「公民館」の表記をしてほしい。	社会教育法第20条には、「公民館は、市町村、その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と記されており、第21条において、公民館は市町村が設置すると記載されています。しかしながら、これは、社会教育法上の公民館についての法的な位置づけです。 現在、建設中の町立生涯学習センターは、社会教育法上の公民館ではなく、老朽化していました公民館の機能を包括したうえで、住民のみなさまの学習、文化・芸術活動及び自治会、福祉など地域の総合的な活動の場を提供し、更には、図書館を中心とした、様々な情報の収集、提供などの機能も持つ、誰もが利用できる地方自治法上における公の施設であるため、館内図や利用案内などには公民館という表記を行う予定はありません。 新たな生涯学習センターにはこれまでどおり職員をおき、公民館で行われていた住民の皆さまの各種文化活動などはもとより、町が実施する生涯学習事業を継続しながらも、さらに利用の幅を広げることで町らしい地域づくりとともに、より深い学びと活力を生み出すことが可能となりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。	生涯学習課
430	和みの広場に建設中の休憩所(バス停)に屋根がない。避暑のためなら、日除けも必要なので、よしずを取り付けてほしい。	当該箇所は猛暑対策を目的として藤棚を設置しているものであるため、雨よけの屋根は備えておりません。 避暑対策としてご意見を頂戴しましたとおり、藤が成長する間は、よしず等の取り付けにより日除け対策に努めてまいります。	地域整備課

これまでに頂いた町長直通便について(令和4年1月～令和4年3月受付分)

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
431	<p>①数年前、下水道工事時のアスファルト舗装不良と、道の歪みがあるので、直してほしい。</p> <p>②生涯学習施設の料金については、様々な意見はあるようだが、個人的には、多少なりとも料金を徴収するべきと考えている。</p>	<p>①舗装の改修については、町内全域の町道の内、人や車の通行に支障を来す緊急的に補修を要する道路以外は、破損状況、交通量などを勘案し、補修計画を作成し、年度ごとに順次施工しております。</p> <p>ご意見の町道新屋敷1号支線は、アスファルト乳剤の粘着力が弱くなり、結果、舗装の骨材が浮き出て、剥がれてきている状態となっておりますが、緊急的に補修を要する状況ではないと考えております。しかしながら、老朽化している状況ではありませんので、今後、補修を検討していきたいと考えております。</p> <p>②現在、建設中の町立生涯学習センターは、老朽化しておりました公民館の機能を包括したうえで、住民の皆さまの学習、文化・芸術活動及び自治会、福祉など地域の総合的な活動の場を提供し、更には、図書館を中心とした、様々な情報の収集、提供などの機能も持つ、誰もが利用できる公の施設として整備いたしました。町立総合スポーツ公園、総合体育館と同様、利用者に、使用料をご負担頂くこととしております。これは、センターを使用しない人との公平性を確保する観点だけでなく、センターの各部屋を一定時間占有してご利用して頂く場合に必要な経費などの一部としてご負担頂くものであり、その金額についても、できるだけ利用者の負担とならないよう、近隣施設との均衡を保った金額としております。</p> <p>なお、より多くの住民に新しいセンターを周知し、利用促進を図る観点から、経過措置として、町内住民に限り、令和4年度中の部屋の使用料の徴収を猶予させて頂くこととしております。</p> <p>これを機会に、住民のみなさまの幅広い生涯学習活動の展開に繋げ、住民のニーズに沿った講座、事業などを幅広く行い、センターの機能が十分発揮でき、多くのみなさまに生涯学習に取り組んで頂ける施設をめざしてまいりたいと考えております。</p>	地域整備課 生涯学習課
432	<p>和みの広場の利用について</p> <p>①駐車場入り口の段差を解消してほしい。</p> <p>②小中学生が和みの広場内を自転車で走っているのをよく見かける。立看板の設置や小中学校へ連絡をし、指導の依頼など対策をしてほしい。</p>	<p>①駐車場入口と道路の段差については、道路排水などの理由から段差解消は困難と考えます。</p> <p>②公園内指定場所以外への自転車の乗り入れは禁止しており、北側入口と駐車場入口側の2か所に啓発看板を設置しています。</p> <p>公園の利用マナーについては、継続的に広報紙等で周知しており、加えて学校での指導も依頼させて頂きますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。</p>	地域整備課
433	<p>子どもが自由に遊べないので、看板などで啓発し、公園に犬のフンをしらないようにしてほしい。また、男子トイレも含め、公園のトイレにオムツ交換できるところを増やしてほしい。</p>	<p>公園の清掃(砂場含む)については、毎週月曜日の午前中に行っており、タバコの吸い殻や空き缶、お菓子の袋などに加えて、猫や犬の糞も除去しているところです。</p> <p>公園の利用マナーについては、広報紙などで周知していきます。</p> <p>また、トイレのおむつ交換台の設置については、スペースも限られていることから、将来トイレ改修が必要となった際に検討してまいります。</p> <p>今後も、子どもたちが安全に楽しく遊べるよう努めてまいります。</p>	地域整備課

これまでに頂いた町長直通便について（令和4年1月～令和4年3月受付分）

No.	頂いたご意見等の概要	回答内容	担当部署
434	<p>太子町は同居や近居が多いためか、ファミリーサポートや一時預かりのシステムがない。近隣の自治体では、一時預かりが整備されているが、原則としてその自治体の住民しか利用できない。利用できる施設を見つけても、その自治体の住民優先のため、2～6割ぐらいで滑り込めるかの現状で、近くに頼れる身内がいないと太子町で子育てするのはハードルが高いと感じている。ファミリーサポートの創設や、他の自治体の施設に預けた際の補助制度などを考えてほしい。</p>	<p>町には、私立の保育園が2園ありますが、保護者が一時的に保育できない場合に利用できる一時預かりなどの利用については、町としても必要性を理解しており、保育園と協議しているところですが、運営上の様々な問題により実現に至っておらず、課題であると考えております。</p> <p>また、ファミリーサポートの創設についても、提供会員の確保及び運営など、実施には多くの課題があり、創設の実施に至っておりません。今後、一時預かりなどの保育利用について、それぞれの保育所の状況を考慮しつつ、引き続き働きかけを行っていくとともに、町にあった子育て支援策について検討を行ってまいります。</p>	子育て支援課
435	<p>KRマンション道路沿いの車屋の看板が、前に置きすぎているため、右側の確認ができなくて、危険。道も狭く歩行者もいるので大きな事故になる前に改善してほしい。</p>	<p>国道166号との交差点の右側にある店舗の看板については、昨年11月に訪問させて頂き、交通安全対策のため、安全確認が出来る様に、敷地の外にのぼり旗が出ないように対応して頂いています。</p> <p>ご意見を頂いております交差点については、交差点形状も難しいことから、自動車販売店横の電信柱に、左右両方確認できるように大型のカーブミラーを設置しております。</p> <p>太子ヶ丘側の道路には、交差点手前に一旦停止の表示がございます。必ず一旦停止をして頂き、左右の安全確認をして頂きますようよろしくお願いします。</p> <p>町として、今後も継続して富田林警察署と効果的な対策について相談し、地域の交通安全確保のため取り組んでまいります。</p>	自治防災課